

第11次小山町交通安全計画の概要

小山町では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降10次にわたる交通安全計画を策定し、関係機関・団体等が一体となって交通の安全対策を推進してきました。第10次交通安全計画の期間満了に伴い、10次までの計画を継承し、交通事故のない安全な社会を実現するため、町内における交通の安全に関する施策を定めるものです。

計画の期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5か年度

計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指す
- ・人優先の交通安全思想を基本とした施策の推進
- ・高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築

〈道路交通の現状と見通し〉

- ・町内の人身事故件数は減少しているが、死亡事故件数は横ばい。
- ・新東名高速道路の開通や内陸フロンティアの完成により交通量の増加が見込まれている。
- ・高齢者人口の増加に伴い、高齢者事故の増加が懸念される。

〈計画の主な変更点〉

- ・運転免許証を返納した高齢者等に対する移動手手段の確保について記載。
- ・横断歩行者の安全確保では、これまで主として「運転手」への対策だったが、「歩行者」が自ら安全を守るための対策についての記述を追加。
- ・静岡県では、全ての自転車利用者は損害賠償責任保険の加入義務化となったことから、保険加入の周知徹底について記載。

〈講じようとする施策〉

- ①道路交通環境の整備 …歩道の整備、生活道路の改善、通学路の定期的な合同点検
- ②交通安全思想の普及徹底 …子どもや成人、高齢者等への段階的な交通安全教育の推進
- ③安全運転の確保 …運転者教育等の実施、運転に不安を有する高齢者等が自主返納しやすい環境の整備、危険運転の根絶
- ④車両の安全性の確保 …自動車の正しい性能の把握、安全運転サポート車の普及促進、

自転車の点検整備、自転車の損害賠償責任保険等の加入義務化
に対する周知徹底

- ⑤道路交通秩序の維持 …悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取り
締まりの推進を依頼
- ⑥救助・救急体制の充実 …自動体外式除細動器（AED）等の応急手当の普及啓発の推進
- ⑦被害者救済対策の充実 …交通事故相談所の活用、駿東地区交通災害共済制度による見
舞金の支給、交通遺児に対する奨励金支給

〈大規模災害に備えての交通の安全〉

- 地震発生時および大雨・台風時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底